

# 改定診療報酬点数表参考資料

## (平成24年4月1日実施)

### 《正誤表（その2）》

#### 1. 平成24年3月5日付 厚生労働省保険局医療課長通知との正誤

様式集																																					
778	一般病棟用の重症度・看護必要度に係る評価票 評価の手続き																																				
880 881	<p>※表中を次のように変更</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>施設基準通知</th><th>名 称</th><th>今回届出</th><th>既届出</th><th>算定しない</th><th>様式（別添2）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4の5</td><td>移植後患者指導管理料</td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td>年 月</td><td><input type="checkbox"/> 5の5 (基本別添7) 13の2</td></tr> <tr> <td>4の6</td><td>糖尿病透析予防指導管理料</td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td>年 月</td><td><input type="checkbox"/> 5の6 (基本別添7) 13の2</td></tr> <tr> <td>6の4</td><td>院内トリアージ実施料</td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td>年 月</td><td><input type="checkbox"/> 7の3 (基本別添7) 13の2</td></tr> <tr> <td>9</td><td>在宅療養支援診療所</td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td>年 月</td><td><input type="checkbox"/> 11, 11の3, 11の4</td></tr> <tr> <td>14の2</td><td>在宅療養支援病院</td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td>年 月</td><td><input type="checkbox"/> 11の2, 11の3、11の4</td></tr> </tbody> </table> <p>※以下略</p> <p>※様式 16, 53 は欠番</p>	施設基準通知	名 称	今回届出	既届出	算定しない	様式（別添2）	4の5	移植後患者指導管理料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	年 月	<input type="checkbox"/> 5の5 (基本別添7) 13の2	4の6	糖尿病透析予防指導管理料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	年 月	<input type="checkbox"/> 5の6 (基本別添7) 13の2	6の4	院内トリアージ実施料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	年 月	<input type="checkbox"/> 7の3 (基本別添7) 13の2	9	在宅療養支援診療所	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	年 月	<input type="checkbox"/> 11, 11の3, 11の4	14の2	在宅療養支援病院	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	年 月	<input type="checkbox"/> 11の2, 11の3、11の4
施設基準通知	名 称	今回届出	既届出	算定しない	様式（別添2）																																
4の5	移植後患者指導管理料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	年 月	<input type="checkbox"/> 5の5 (基本別添7) 13の2																																
4の6	糖尿病透析予防指導管理料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	年 月	<input type="checkbox"/> 5の6 (基本別添7) 13の2																																
6の4	院内トリアージ実施料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	年 月	<input type="checkbox"/> 7の3 (基本別添7) 13の2																																
9	在宅療養支援診療所	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	年 月	<input type="checkbox"/> 11, 11の3, 11の4																																
14の2	在宅療養支援病院	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	年 月	<input type="checkbox"/> 11の2, 11の3、11の4																																

2. 平成24年3月30日付 厚生労働省保険局医療課事務連絡による正誤

ページ	項目	正 誤
	第1章 基本診療料 第2部 入院料等	
63	<通則>	<p>5 入院中の患者の他医療機関への受診</p> <p>(6) 《略》 ア～ウ 《略》</p> <p><u>工 他医療機関において当該診療に係る費用を一切算定しない場合には、他医療機関において実施された診療に係る費用は、入院医療機関において算定し、入院基本料等の基本点数は控除せずに算定すること。この場合において、入院医療機関で算定している入院料等に包括されている診療に係る費用は、算定できない。なお、この場合の医療機関間での診療報酬の分配は、相互の合議に委ねるものとする。</u></p> <p>(7) 《略》</p> <p>(8) 入院医療機関においては、診療報酬明細書の摘要欄に、「他医療機関を受診した理由」、「診療科」及び「<u>他</u> (受診日数：○日)」を記載すること。ただし、<u>出来高入院料を 15%減算する場合若しくは特定入院料等を 15%又は 30%又は 55%減算する場合には、他医療機関のレセプトの写しを添付すること。</u></p>
65	<通則>	<p>13 退院が特定の時間帯に集中している場合の入院基本料の算定について</p> <p>(1) 以下のいずれも満たす病棟を有する医療機関を対象とする。</p> <p>ア 《略》</p> <p>イ 当該病棟の退院全体のうち、正午までに退院するものの割合が <u>90%を超える9割以上の保険医療機関</u>であること。</p>
67	A 1 0 0 一般病棟 入院基本料	<p>(2) 当該保険医療機関において複数の一般病棟がある場合には、当該病棟のうち、《中略》ただし、<u>「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(平成24年3月5日保医発0305第2号)の別紙<u>2</u>に掲げる医療を提供しているが医療資源の少ない地域に属する保険医療機関《以下略》</u></p> <p>(3) 「注3」の加算に係る入院期間の起算日は、第2部通則5に<u>定める規定する起算日</u>とする。</p> <p>(4) 「注4」に規定する重症児（者）受入連携加算は、《中略》なお、ここでいう入院初日とは、第2部通則5に<u>定める規定する起算日のことをいい、入院期間が通算される再入院の初日は算定できない。</u></p>
73	A 1 0 1 療養病棟 入院基本料	(7) 「注5」に規定する重症児（者）受入連携加算は、《中略》なお、ここでいう入院初日とは、第2部通則5に <u>定める規定する起算日のことをいい、入院期間が通算される再入院の初日は算定できない。</u>
75	A 1 0 2 結核病棟 入院基本料	(5) 「注4」の加算に係る入院期間の起算日は、第2部通則5に <u>定める規定する起算日</u> とする。
75	A 1 0 3 精神病棟 入院基本料	(3) 「注3」の加算に係る入院期間の起算日は、第2部通則5に <u>定める規定する起算日</u> とする。
77	A 1 0 4 特定機能 病院入院基本料	(6) 「注3」の加算に係る入院期間の起算日は、第2部通則5に <u>定める規定する起算日</u> とする。
77	A 1 0 5 専門病院	(3) 「注2」の加算に係る入院期間の起算日は、第2部通則5に <u>定める</u>

	入院基本料	<u>規定する起算日とする。</u>
78	A 1 0 6 障害者施設等入院基本料	(3) 「注2」の加算に係る入院期間の起算日は、第2部通則5に <u>定める規定する起算日</u> とする。
78 79	A 1 0 8 有床診療所入院基本料	(2) 有床診療所入院基本料に係る入院期間の起算日は、第2部通則5に <u>定める規定する起算日</u> とする。 (3) 「注2」に規定する重症児（者）受入連携加算は、《中略》なお、ここでいう入院初日とは、第2部通則5に <u>定める規定する起算日</u> のことをいい、入院期間が通算される再入院の初日は算定できない。 (4) ~ (7) 《略》 (8) 「注7」に規定する看取り加算は夜間に1名以上の看護職員が配置されている有床診療所において、《中略》なお、当該加算に係る入院期間の起算日は、第2部通則5に <u>定める規定する起算日</u> とする。
81 82	A 1 0 9 有床診療所療養病床入院基本料	(6) 注5に規定する重症児（者）受入連携加算は、《中略》なお、ここでいう入院初日とは、第2部通則5に <u>定める規定する起算日</u> のことをいい、入院期間が通算される再入院の初日は算定できない。 (7) 《略》 (8) 「注7」に規定する看取り加算は夜間に1名以上の看護職員が配置されている有床診療所において、《中略》なお、当該加算に係る入院期間の起算日は、第2部通則5に <u>定める規定する起算日</u> とする。
88	A 2 1 2 超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算	(1) 超重症児（者）入院診療加算、準超重症児（者）入院診療加算は、出生児、乳幼児期又は小児期等の15歳までに障害を受けた児（者）で、当該障害に起因して超重症児（者）又は準超重症児（者）の判定基準を満たしている児（者）に対し、算定する。 <u>ただし、上記以外の場合であっても、療養病棟入院基本料及び有床診療所療養病床入院基本料を除く病棟又は病床においては、平成24年3月31日時点で30日以上継続して当該加算を算定している患者であって、重度の肢体不自由児（者）（脳卒中の後遺症の患者及び認知症の患者は除く。）、脊髄損傷等の重度障害者（脳卒中の後遺症の患者及び認知症の患者は除く。）、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者又は神経難病患者等については、(2)又は(3)の基準を満たしていれば、当面の間、同年4月1日以降も継続して、当該加算を算定できるものとする。</u>
93 94	A 2 3 0 - 4 精神科リエゾンチーム加算	(4) 精神科リエゾンチームは以下の診療を行うこと。 ア 精神科リエゾンチームは初回の診療に当たり、当該患者の診療を担当する保険医、看護師等と共同で別紙様式29の2又はこれに準じた診療実施計画書を作成し、《略》 イ 《略》 ウ 治療終了時又は退院・転院時に、治療結果の評価を行い、それを踏まえてチームで終了時指導又は退院時等指導を行い、その内容を別紙様式29の2又はこれに準じた治療評価書を作成し、《以下略》
95	A 2 3 2 がん診療連携拠点病院加算	(2) 当該加算は、《中略》入院期間が通算される再入院の初日は算定できない。 <u>なお、悪性腫瘍の疑いがあるとされ、入院中に悪性腫瘍と診断された患者については、入院初日に限らず、悪性腫瘍と確定診断を行った日に算定する。</u>
98	A 2 3 4 - 2 感染	(1) 感染防止対策加算は、《中略》職員の感染防止等を行うことで院内

	防止対策加算	感染防止を行うことを評価するものである。り、当該保険医療機関に入院している患者について、入院期間中1回に限り、入院初日に算定する。なお、ここでいう入院初日とは、第2部通則5に規定する起算日のことをいい、入院期間が通算される再入院の初日は算定できない。
123 124	A 317 特定一般病棟入院料	(2) 「注2」の加算に係る入院期間の起算日は、第2部通則5に定める規定する起算日とする。 (3) ~ (8) 《略》 <del>(9) 基本診療料の施設基準等別表第五に掲げる画像診断及び処置並びにこれらに伴い使用する薬剤、特定保険医療材料又は区分番号「J 2-01」に掲げる酸素加算の費用並びに浣腸、注腸、吸入等基本診療料に含まれるものとされている簡単な処置及びこれに伴い使用する薬剤又は特定保険医療材料の費用については特定入院基本料に含まれる。</del>
<b>第2章 特掲診療料</b>		
<b>第1部 医学管理等</b>		
160	B 001 特定疾患治療管理料 23 がん患者カウンセリング料	(2) 当該患者について区分番号B 005-6に掲げるがん治療連携計画策定料を算定した《中略》それぞれの保険医療機関において、患者1人につき1回算定できる。 <u>ただし、当該悪性腫瘍の診断を確定した後に新たに診断された悪性腫瘍（転移性腫瘍及び再発性腫瘍を除く。）に対して行った場合は別に算定できる。</u>
162	B 001 特定疾患治療管理料 27 糖尿病透析予防指導管理料	(7) 当該管理料を算定する場合は、 <u>別紙様式31「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」別添2の様式5の7</u> に基づき、一年間に当該指導管理料を算定した患者の人数、状態の変化等について報告を行うこと。
<b>第2部 在宅医療</b>		
207 208	C 001 在宅患者訪問診療料	(3) 「在宅患者訪問診療料2」の「同一建物居住者の場合」は、《略》「同一建物居住者の場合」の「イ 特定施設等に入居する者の場合」は、 <u>介護保険法第8条第11項に規定する特定施設（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第174条第1項に規定する指定特定施設、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第109条第1項に規定する指定地域密着型特定施設及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第230条第1項に規定する指定介護予防特定施設に限り、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設生活介護を受けている患者が入居する施設を除く。）、同条第20項に規定する地域密着型特定施設、又は老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームにおいて療養を行っている患者について算定する。</u> 「ロ イ以外の場合」は、具体的には、例えば以下のような患者のことをいう。 ア 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホーム（2のイに規定する施設を除く。）、《以下略》
216 217 218	C 005 在宅患者訪問看護・指導料、C 005-1-2	(4) 診療に基づき、患者の病状の急性増悪、終末期、退院直後等により一時的に週4日以上の頻回の訪問看護・指導が必要であると認められた患者（厚生労働大臣が定める疾病等の患者を除く。）については、月

219 220	<p>同一建物居住者訪問看護・指導料</p> <p>1回に限り、当該診療を行った日から14日以内の期間において、14日を限度として算定できる。また、<u>特別訪問看護指示書が交付された利用者</u><u>当該患者</u>に対する<u>指定</u>訪問看護・指導については、当該<u>利用者患者</u>の病状等を十分把握し、一時的に頻回に訪問看護・指導が必要な理由を訪問看護計画書及び訪問看護報告書等に記載し、<u>指定</u>訪問看護・指導の実施等において、主治医と連携を密にすること。また、例えば、毎月、<u>特別訪問看護指示が交付される等の</u>恒常に週4日以上の訪問看護・指導が頻回に必要な場合については、その理由を訪問看護計画書及び報告書に記載すること。</p> <p>当該患者が介護保険法第62条に規定する要介護被保険者等である場合には、<u>診療録</u><u>看護記録</u>に頻回の訪問看護が必要であると認めた理由及び頻回の訪問看護が必要な期間（ただし14日間以内に限る。）を記載すること。</p> <p>(5) ~ (7) 《略》</p> <p>(8) 訪問看護・指導計画は、《中略》患者の病状に変化があった場合には適宜見直す。</p> <p>訪問看護・指導計画には、看護及び指導の目標、実施すべき看護及び指導の内容並びに訪問頻度等を記載すること。</p> <p>(9) ~ (13) 《略》</p> <p>(14) 在宅患者訪問看護・指導料等の「注4」に規定する緊急訪問看護加算は、訪問看護・指導計画に基づき定期的に行う訪問看護・指導以外であって、《略》</p> <p>(15) ~ (16) 《略》</p> <p>(17) 在宅患者訪問看護・指導料等の「注7」に規定する複数名訪問看護加算は、《中略》同時に複数の看護師等又は看護職員と看護補助者との同行による訪問看護・指導を行うことについて<u>利用者患者</u>又はその家族等の同意を得て、同時に複数の看護師等<u>又はの同行による訪問看護・指導を実施した場合、1人の患者に対して週1回に限り算定でき、</u>看護職員と看護補助者との同行による訪問看護・指導を実施した場合、1人の患者に対して<u>週1回に限り週3回まで算定できるものである。</u>なお、<u>厚生労働大臣が定める疾病等の患者又は一時に頻回な訪問看護が必要と認められた患者に対する看護補助者の同行に関しては、回数制限は設けない。</u>単に2人の看護師等又は看護補助者が同時に訪問看護・指導を行ったことのみをもって算定することはできない。<u>また、厚生労働大臣が定める疾病等の患者又は一時に頻回な訪問看護が必要と認められた患者に対する看護補助者の同行に関しては、回数制限は設けない。</u></p> <p>(18) ~ (19) 《略》</p> <p>(20) 在宅患者訪問看護・指導料等の「注10」に規定する《中略》1つの保険医療機関において、死亡日及び死亡日前14日以内の計15日間に介護保険制度又は医療保険制度の給付の対象となる《略》</p> <p>(21) 在宅患者訪問看護・指導料等の「注11」に規定する在宅移行管理加算は、当該保険医療機関を退院した日から起算して1月以内の期間に次のいずれかに該当する患者《略》</p> <p>この場合において、特別な管理を必要とする患者はアからオに掲げ</p>
------------	--

		<p>ものとし、そのうち重症度等の高い患者は、アに掲げるものとする。なお、<u>ホ</u><u>ト</u>において当該加算を算定する場合は、《中略》なお、実施したケアには必要に応じて<u>利用者患者</u>の家族等への指導も含むものであること。</p> <p>《以下略》</p>
220	C 0 0 5 - 2 在宅患者訪問点滴注射管理指導料	(1) 在宅患者訪問点滴注射管理指導料は、《中略》その内容を診療録に記載した場合又は指定訪問看護事業者に別紙様式 16、 <u>別紙様式 17 の 2</u> 又は別紙様式 18 を参考に作成した在宅患者訪問点滴注射指示書に有効期間《以下略》
223	C 0 0 7 - 2 介護職員等喀痰吸引等指示料	介護職員等喀痰吸引等指示料は、《中略》患者の同意を得て当該患者の選定する事業者に対して、 <u>別紙様式 34 を参考に作成した</u> 介護職員等喀痰吸引等指示書を交付した場合に、患者 1 人につき 3 月に 1 回に限り算定する。
229	C 1 0 1 - 3 在宅妊娠糖尿病患者指導管理料	<p>在宅妊娠糖尿病患者指導管理料は妊娠中の糖尿病患者であって、下記の者のうち、血糖自己測定値に基づく指導を行うため血糖測定器を現に使用している者に対して、適切な療養指導を行った場合に算定する。</p> <p><u>妊娠中の糖尿病患者又は妊娠糖尿病患者</u>のうち、以下の（1）又は（2）に該当する者</p> <p>(1) 以下のいずれかを満たす糖尿病である場合 <u>(妊娠時に診断された明らかな糖尿病)</u> ア～エ 《略》</p> <p>(2) ハイリスク妊娠糖尿病 HbA1C が JDS 値で 6.1%<u>以下未満</u> (NGSP 値で 6.5%<u>以下未満</u>) で 75gOGTT2 時間値が 200 mg/dL 以上</p>

### 第3部 検査

263 264	D 0 0 6 - 4 遺伝学的検査	(1) 遺伝学的検査は以下の遺伝子疾患が疑われる場合に行うものとし、患者 1 人につき 1 回算定できる。 ア～ナ 《略》 <u>ニ プロピオン酸血症</u> ※以下、「ニ」～「モ」を「ヌ」～「ヤ」に変更
268	D 0 0 9 腫瘍マーカー	(9) 「9」の I 型コラーゲン-C-テロペプチド ( <u>P I C P I C T P</u> )、区分番号「D 0 0 8」内分泌学的検査の《略》 (10) 「9」の I 型プロコラーゲン-C-プロペプチド ( <u>I C T P P I C P</u> ) は、前立腺癌であると既に確定診断された患者に対して、《略》
273	D 0 1 4 自己抗体検査	(4) 「11 <u>ヌ</u> 」抗 RNA ポリメラーゼ III 抗体は、びまん性型強皮症の確定診断を目的として行った場合に、1 回を限度として <u>算定として</u> 算定できる。《略》 (5) ～ (18) 《略》 (19) 「25」の抗アセチルコリンレセプター抗体 (抗 AChR 抗体) は、重症筋無力症の診断又は診断後の経過観察の目的で行った場合に算定できる。
288	D 2 7 0 - 2 ロービジョン検査判断料	(1) 身体障害者福祉法別表に定める障害程度の視覚障害を有するもの(ただし身体障害者手帳の所持の有無を問わない。) 《略》
289	D 2 8 3 発達及び知能検査、	(5) 区分番号「D 2 8 3」発達及び知能検査の「2」は、《中略》鈴木ビネ一式知能検査、 <u>W I S C - R 知能検査</u> 、WAIS-R 成人知能検

	D 2 8 4 人格検査、 D 2 8 5 認知機能検査その他の心理検査	査 (W A I S を含む。) 及び大脳式盲人用知能検査である。
--	---	-----------------------------------

## 第8部 精神科専門療法

364	I 0 0 3 - 2 認知療法・認知行動療法	(6) 認知療法・認知行動療法の「1」は、《中略》ア、イ、ウのいずれか2つの要件を満たした場合に算定できる。 ア 《略》 イ 都道府県や医療機関等の要請に応じて、地域の精神科救急医療体制の確保への協力等を行っていること。具体的には、(イ)から(ハ)までの要件を合計して年6回以上行うこと。《以下略》
369	I 0 1 0 - 2 精神科デイ・ナイト・ケア	(3) 「注4」に掲げる加算の対象となる患者は、多職種が共同して <u>「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」の別添2の様式46の2又はこれに準じる様式により疾患等に応じた診療計画を作成して行った場合に、《略》</u>
369	I 0 1 1 精神科退院指導料	(2) 精神科退院指導料は、《中略》1回に限り当該患者の退院日入院中に算定する。

## 基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて

543	第4 経過措置等	表2 施設基準の改正により、平成24年3月31日において現に当該点数を算定していた保険医療機関であっても、平成24年4月以降において当該点数を算定するに当たり届出の必要なもの 《略》 一般病棟入院基本料（7対1入院基本料（経過措置）） 一般病棟入院基本料（ <u>平成24年3月31日において、現に一般病棟看護必要度評価加算の届出を行っている保険医療機関以外であって、</u> 平成24年7月1日以降、10対1入院基本料を引き続き算定する場合に限る。） 特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）（7対1入院基本料） 特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）（7対1入院基本料（経過措置）） 特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）（ <u>平成24年3月31日において、現に一般病棟看護必要度評価加算の届出を行っている保険医療機関以外であって、</u> 平成24年7月1日以降、10対1入院基本料を引き続き算定する場合に限る。） 専門病院入院基本料（7対1入院基本料） 専門病院入院基本料（7対1入院基本料（経過措置）） 専門病院入院基本料（ <u>平成24年3月31日において、現に一般病棟看護必要度評価加算の届出を行っている保険医療機関以外であって、</u> 平成24年7月1日以降、10対1入院基本料を引き続き算定する場合に限る。） 《以下略》			
544	第4 経過措置等	表3 診療報酬の算定項目の名称が変更されたが、平成24年3月31日において現に当該点数を算定していた保険医療機関であれば新たに届出は必要でないもの 《略》 <table border="1"><tr><td><u>慢性期病棟等退院調整加算2</u></td><td>→</td><td><u>退院調整加算</u></td></tr></table>	<u>慢性期病棟等退院調整加算2</u>	→	<u>退院調整加算</u>
<u>慢性期病棟等退院調整加算2</u>	→	<u>退院調整加算</u>			

		急性期病棟等退院調整加算 <u>1</u> → 退院調整加算 «以下略»
<b>別添2 入院基本料等の施設基準等</b>		
549	第1 入院基本料 (特別入院基本料 (7対1特別入院 基本料及び10対1 特別入院基本料を 含む。)を含む。) 及び特定入院料に 係る入院診療計 画、院内感染防止 対策、医療安全管理 体制、褥瘡対策 及び栄養管理体制 の基準	<p>5 栄養管理体制の基準</p> <p>(3) 入院時に患者の栄養状態を医師、<u>看護師看護職員</u>、管理栄養士が共 同して確認し、特別な栄養管理の必要性の有無について入院診療計画 書に記載していること。</p> <p>(4) ~ (8) «略»</p> <p>(9) (1)に規定する管理栄養士は、1か月以内の欠勤については、欠 勤期間中も(1)に規定する管理栄養士に算入することができる。な お、管理栄養士が欠勤している間も栄養管理のための適切な体制を確 保していること。</p> <p>(10) 当該保険医療機関において、<u>管理栄養士の離職又は長期欠勤のた め</u>、(1)に係る基準が満たせなくなった場合、<u>地方厚生(支)局長に 届け出た場合に限り</u>、当該<u>基準を満たさなくなった届出を行った日</u>の 属する月を含む3か月間に限り、従前の入院基本料等を算定できる。</p> <p>(11) 平成24年3月31日において、«以下略»</p>
552 553	第2 病院の入院基 本料等に関する施 設基準	<p>4の2 7対1入院基本料及び10対1入院基本料を算定する病棟について は、次の点に留意する。</p> <p>(1) «略»</p> <p>(2) 一般病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料 «中略» 当該入院基 本料を算定している患者全体(延べ患者数)に占める重傷度・看護 必要度の基準を満たす患者 «中略» 従前通り1割以上であること。  <u>また、経過措置として、平成24年3月31日において、現に7対1 入院基本料(専門病院入院基本料(悪性腫瘍患者を当該病院の一般病 棟に7割以上入院させている場合に限る)、障害者施設等入院基本料 及び救命救急入院料を算定する治療室を有している保険医療機関の病 棟を除く)に係る届出を行っている病棟であって、「診療報酬の算定 方法の一部を改正する件」による改正後(平成24年度改定後)の10 対1入院基本料の重傷度・看護必要度の基準を満たす病棟については、 平成26年3月31日までは平成24年度改定後の7対1入院基本料の重 傷度・看護必要度の基準を満たすものとみなすこと。</u></p> <p>(3) ~ (7) «略»</p> <p>(8) 一般病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料(一般病棟に限る) 及び専門病院入院基本料の7対1入院基本料の経過措置については、 平成24年3月31日において、現に一般病棟入院基本料、特定機能病 院入院基本料(一般病棟に限る)及び専門病院入院基本料の7対1入 院基本料に係る届出を行っている病棟であって、「診療報酬の算定方法 の一部を改正する件」による改正後(平成24年度改定後)の10対1 入院基本料の重傷度・看護必要度の基準、平均在院日数、看護配置を 満たす病棟については、平成26年3月31日までは平成24年度改定後 の7対1入院基本料の重傷度・看護必要度の基準、平均在院日数、看 護配置を満たすものとみなすこと。(ただし、重傷度・看護 必要度の基準の経過措置については、専門病院入院基本料(悪性腫瘍 患者を当該病院の一般病棟に7割以上入院させている場合に限る)を</p>

		<u>除く。)</u>
553	第2 病院の入院基本料等に関する施設基準	<p>4の5 <u>看護必要度加算及び一般病棟看護必要度評価加算を算定する病棟について</u>は、次の点に留意する。</p> <p>(1) <u>10対1入院基本料（一般病棟入院基本料、専門病院入院基本料及び特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。））又は13対1入院基本料（一般病棟入院基本料及び専門病院入院基本料に限る。）を算定する病棟は、《中略》の割合を基に評価を行っていること。</u>なお、<u>10対1入院基本料（一般病棟入院基本料、専門病院入院基本料及び特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。））を算定する病棟については、測定の結果、その割合が1割5分以上の場合には看護必要度加算1を算定し、1割以上の場合は看護必要度加算2を算定するものであること。</u>ただし、産科患者及び15歳未満の小児患者は測定対象から除外する。</p>
557	第5 入院基本料の届出に関する事項	<p>1 病院の入院基本料の施設基準に係る届出は、《中略》7対1入院基本料を届け出る場合に用い、<u>別添7の様式10及び10の3については、看護必要度加算を届け出る場合に用い、別添7の様式10、10の3及び10の4については、《略》</u></p> <p>2 ~ 3 《略》</p> <p>4 平成24年3月31日において、栄養管理実施加算の届出を行っていない病院又は診療所については、第1の5（<u>1011</u>）を適用する場合には、栄養管理体制の整備を一部猶予されている保険医療機関として別添7の様式5の2を用いて届出を行うこと。</p> <p><u>なお、第1の5（11）の適応を受けない医療機関であって、管理栄養士の離職又は長期欠勤のため栄養管理体制の基準を満たせなくなった病院又は診療所については、栄養管理体制の基準が一部満たせなくなった保険医療機関として、別添7の様式5の3及び様式6を用いて届出を行うこと。</u></p>

### 別添3 入院基本料等加算の施設基準

564	第4の3 急性期看護補助体制加算	<p>8 看護職員夜間配置加算</p> <p>当該病棟において、夜間に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が12又はその端数を増すごとに1に相当する数以上であること。<u>ただし、夜間急性期看護補助体制加算及び看護職員夜間配置加算を算定する場合は、同一種別の入院基本料を届け出している病棟間においてのみ傾斜配置できるものであること。</u></p>
565	第7 看護補助加算	<p>1 看護補助加算に関する施設基準</p> <p>(2) (1)の一般病棟用の重症度・看護必要度に係る評価票の記入は、《中略》若しくは評価に習熟したものが行う研修であることが望ましい。</p> <p>ア 《略》</p> <p>イ 講義及び演習により、次の項目を行う研修であること</p> <p>(イ) 《略》</p> <p>(ロ) 重症度・看護必要度に係る院内研修の企画・実施・評価方法 実際に、患者の重症度・看護必要度が正確に測定されているか定期的に院内で検証を行うこと。</p> <p>(3) 《略》</p> <p>2 届出に関する事項</p> <p>看護補助加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式9及び様式13の3</p>

		を用いるが、13 対 1 入院基本料を算定する病棟に <del>ついてはおいて</del> 看護補助加算 1 を届け出る場合 さらに別添 7 の様式 10、様式 10 の 3 も用いること。《以下略》
567	第 1 2 の 3 無菌治療室管理加算	1 無菌治療室管理加算に関する施設基準 (3) 平成 24 年 3 月 31 日において、《中略》平成 25 年 3 月 31 日までの間、無菌治療室管理加算 1 の施設基準を満たしているものとする。
<b>特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて</b>		
<b>別添 1 特掲診療料の施設基準等</b>		
639	第 1 1 の 3 がん治療連携管理料	1 がん診療治療連携管理料に関する施設基準 《略》 2 届出に関する事項 がん診療治療連携管理料の施設基準に係る届出は、 <del>別添 2 の様式 13 の 2 及び</del> 「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」別添 7 の様式 33 を用いること。
<b>訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について</b>		
731	第 2 訪問看護基本療養費について	1 (1) 《略》 【基準告示第 2 の 1 に規定する疾病等の利用者】 ○ 特掲診療料の施設基準等別表第 7 に掲げる疾病等の者 《略》 ○ 特掲診療料の施設基準等別表第 8 の各号に掲げる者 <del>特掲診療料の施設基準等別表 8 各号に掲げる者</del> (在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは《以下略》)
733	第 2 訪問看護基本療養費について	10 (1) 注 12 に規定する複数名訪問看護加算は、基準告示第 2 の 4 に規定する同時に複数の看護師等による指定訪問看護が必要な者に対して、同時に保健師、助産師、看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）と他の看護師等又は看護補助者との同行等による指定訪問看護を実施した場合、1人の利用者に対して週 1 回に限りとの同行訪問による指定訪問看護を実施した場合は 1 人の利用者に対して週に 1 回に限り、看護職員と看護補助者との同行による指定訪問看護を実施した場合は 1 人の利用者に対して週 3 回まで所定額に加算すること。ただし、基準告示第 2 の 1 に規定する疾病等及び <del>の特別訪問看護指示書の交付を受けている</del> 利用者に対する指定訪問看護に看護補助者が同行する場合は、回数の制限がないこと。 (2) ~ (5) 《略》 11 (1) 《略》 (2) (1) の場合については、 <del>患者利用者又はその家族等</del> の求めに応じて、当該時間に指定訪問看護を行った場合にのみ算定できるものであり、《以下略》
736	第 4 訪問看護基本療養費及び精神科訪問看護基本療養費の共通事項について	2 指定訪問看護の実施時間は、1 回の訪問につき、訪問看護基本療養費 (I) 及び (II) については 30 分から 1 時間 30 分程度、精神科訪問看護基本療養費 (II) については 1 時間から 3 時間程度を標準とする。
<b>様式集</b>		
752	(別紙様式 16)	訪問看護指示書

		<p style="text-align: center;"><b>在宅患者訪問点滴注射指示書</b></p> <p>《中略》</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">他の訪問看護ステーションへの指示 (無 有 : 指定訪問看護ステーション名 )</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;"><u><b>たんの吸引等実施のための訪問介護事業所への指示</b></u> (無 有 : 訪問介護事業所名 )</td></tr> </table> <p>《以下略》</p>	他の訪問看護ステーションへの指示 (無 有 : 指定訪問看護ステーション名 )	<u><b>たんの吸引等実施のための訪問介護事業所への指示</b></u> (無 有 : 訪問介護事業所名 )																																																																					
他の訪問看護ステーションへの指示 (無 有 : 指定訪問看護ステーション名 )																																																																									
<u><b>たんの吸引等実施のための訪問介護事業所への指示</b></u> (無 有 : 訪問介護事業所名 )																																																																									
753	(別紙様式17)	<p style="text-align: center;"><b>精神科訪問看護指示書</b></p> <p>《中略》</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">主たる傷病名</td><td style="width: 20%; text-align: center;">(1)</td><td style="width: 20%; text-align: center;">(2)</td><td style="width: 20%; text-align: center;">(3)</td></tr> <tr> <td rowspan="7" style="vertical-align: top; width: 40%;">現在の状況</td><td>病状・治療状況</td><td colspan="3" style="text-align: center;">(1) (2) (3)</td></tr> <tr> <td>投与中の薬剤の用量・用法</td><td colspan="3"></td></tr> <tr> <td>病名告知</td><td colspan="3" style="text-align: center;">あり・なし</td></tr> <tr> <td>治療の受け入れ</td><td colspan="3"></td></tr> <tr> <td>複数名訪問の必要性</td><td colspan="3" style="text-align: center;">あり・なし</td></tr> <tr> <td>短時間訪問の必要性</td><td colspan="3" style="text-align: center;">あり・なし</td></tr> <tr> <td>日常生活自立度</td><td colspan="3">認知症の状況 (I IIa IIb IIIa IIIb IV M)</td></tr> </table> <p>《以下略》</p>	主たる傷病名	(1)	(2)	(3)	現在の状況	病状・治療状況	(1) (2) (3)			投与中の薬剤の用量・用法				病名告知	あり・なし			治療の受け入れ				複数名訪問の必要性	あり・なし			短時間訪問の必要性	あり・なし			日常生活自立度	認知症の状況 (I IIa IIb IIIa IIIb IV M)																																								
主たる傷病名	(1)	(2)	(3)																																																																						
現在の状況	病状・治療状況	(1) (2) (3)																																																																							
	投与中の薬剤の用量・用法																																																																								
	病名告知	あり・なし																																																																							
	治療の受け入れ																																																																								
	複数名訪問の必要性	あり・なし																																																																							
	短時間訪問の必要性	あり・なし																																																																							
	日常生活自立度	認知症の状況 (I IIa IIb IIIa IIIb IV M)																																																																							
772	(別紙様式34)	<p><b>※様式の追加</b></p> <p style="text-align: center;"><b>介護職員等喀痰吸引等指示書</b></p> <p>標記の件について、下記の通り指示いたします。</p> <p style="text-align: center;">指示期間 (平成 年 月 日 ~ 年 月 日)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 30%; vertical-align: top;">事業者</td><td style="width: 10%;">事業者種別</td><td colspan="5"></td></tr> <tr> <td>事業者名称</td><td colspan="5"></td></tr> <tr> <td rowspan="5" style="vertical-align: top;">対象者</td><td>氏名</td><td style="width: 20%;"></td><td style="width: 10%;">生年月日</td><td style="width: 10%;">明・大・昭・平</td><td style="width: 10%;">年 月 日</td><td style="width: 10%;">( 歳 )</td></tr> <tr> <td>住所</td><td colspan="5" style="text-align: right;">電話 ( ) -</td></tr> <tr> <td>要介護認定区分</td><td>要支援 ( 1 2 )</td><td>要介護 ( 1 2 3 4 5 )</td><td colspan="3"></td></tr> <tr> <td>障害程度区分</td><td>区分1</td><td>区分2</td><td>区分3</td><td>区分4</td><td>区分5</td><td>区分6</td></tr> <tr> <td>主たる疾患(障害)名</td><td colspan="5"></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2" rowspan="2" style="vertical-align: top;">実施行為種別</td><td colspan="5">口腔内の喀痰吸引・鼻腔内の喀痰吸引・気管カニューレ内部の喀痰吸引</td></tr> <tr> <td colspan="5">胃ろうによる経管栄養・腸ろうによる経管栄養・経鼻経管栄養</td></tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;">指示内容</td><td colspan="6">具体的な提供内容</td></tr> <tr> <td colspan="6">喀痰吸引(吸引圧、吸引時間、注意事項等を含む)</td></tr> </table>	事業者	事業者種別						事業者名称						対象者	氏名		生年月日	明・大・昭・平	年 月 日	( 歳 )	住所	電話 ( ) -					要介護認定区分	要支援 ( 1 2 )	要介護 ( 1 2 3 4 5 )				障害程度区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	主たる疾患(障害)名							実施行為種別		口腔内の喀痰吸引・鼻腔内の喀痰吸引・気管カニューレ内部の喀痰吸引					胃ろうによる経管栄養・腸ろうによる経管栄養・経鼻経管栄養					指示内容	具体的な提供内容						喀痰吸引(吸引圧、吸引時間、注意事項等を含む)					
事業者	事業者種別																																																																								
	事業者名称																																																																								
対象者	氏名		生年月日	明・大・昭・平	年 月 日	( 歳 )																																																																			
	住所	電話 ( ) -																																																																							
	要介護認定区分	要支援 ( 1 2 )	要介護 ( 1 2 3 4 5 )																																																																						
	障害程度区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6																																																																		
	主たる疾患(障害)名																																																																								
実施行為種別		口腔内の喀痰吸引・鼻腔内の喀痰吸引・気管カニューレ内部の喀痰吸引																																																																							
		胃ろうによる経管栄養・腸ろうによる経管栄養・経鼻経管栄養																																																																							
指示内容	具体的な提供内容																																																																								
	喀痰吸引(吸引圧、吸引時間、注意事項等を含む)																																																																								

		<p>経管栄養（栄養剤の内容、投与時間、投与量、注意事項等を含む）</p> <p>その他留意事項（介護職員等）</p> <p>その他留意事項（看護職員）</p> <p>（参考）使用医療機器等</p> <table border="1"> <tr> <td>1. 経鼻胃管</td> <td>サイズ：_____Fr、種類：</td> </tr> <tr> <td>2. 胃ろう・腸ろう カテーテル</td> <td>種類：ボタン型・チューブ型、 サイズ：_____Fr、_____cm</td> </tr> <tr> <td>3. 吸引器</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4. 人工呼吸器</td> <td>機種：</td> </tr> <tr> <td>5. 気管カニューレ</td> <td>サイズ：外径_____mm、長さ_____mm</td> </tr> <tr> <td>6. その他</td> <td></td> </tr> </table> <p>緊急時の連絡先 不在時の対応法</p> <p>※ 1. 「事業者種別」欄には、介護保険法、障害者自立支援法等による事業の種別を記載すること。 2. 「要介護認定区分」または「障害程度区分」欄、「実施行為種別」欄、「使用医療機器等」欄については、該当項目に○を付し、空欄に必要事項を記入すること。</p> <p>上記のとおり、指示いたします。</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">機関名 住所 電話 (FAX) 医師氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>（登録喀痰吸引等（特定行為）事業者の長） 殿</p>	1. 経鼻胃管	サイズ：_____Fr、種類：	2. 胃ろう・腸ろう カテーテル	種類：ボタン型・チューブ型、 サイズ：_____Fr、_____cm	3. 吸引器		4. 人工呼吸器	機種：	5. 気管カニューレ	サイズ：外径_____mm、長さ_____mm	6. その他	
1. 経鼻胃管	サイズ：_____Fr、種類：													
2. 胃ろう・腸ろう カテーテル	種類：ボタン型・チューブ型、 サイズ：_____Fr、_____cm													
3. 吸引器														
4. 人工呼吸器	機種：													
5. 気管カニューレ	サイズ：外径_____mm、長さ_____mm													
6. その他														
822	様式 5 の 2	<p>栄養管理体制の確保が一部猶予されている医療機関の 入院基本料及び特定入院料届出に係る添付書類</p> <p>1～2 《略》</p> <p>3 平成 26 年 3 月 31 日までに常勤の管理栄養士（有床診療所は非常勤）が 確保できる見通し (最も該当するもの一つにどちらかに○)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>有</td> <td></td> <td>無</td> </tr> </table>		有		無								
	有		無											
822	<u>様式 5 の 3</u>	<p>※様式の追加</p> <p>栄養管理体制の基準が一部満たせなくなった医療機関の 入院基本料及び特定入院料届出に係る添付書類</p> <table border="1"> <tr> <td>保険医療機関名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>郵便番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td></td> </tr> </table> <p>1 常勤の管理栄養士（有床診療所は非常勤）に関する基準が満たせなくな</p>	保険医療機関名		郵便番号		住所							
保険医療機関名														
郵便番号														
住所														

	<p style="text-align: center;">った日</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td>平成</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td></tr> </table>	平成	年	月	日																														
平成	年	月	日																																
	<p>2 常勤の管理栄養士（有床診療所は非常勤）に関する基準が満たせなくなった理由</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>(1) 離職のため</td></tr> <tr><td>(2) 出産、育児、介護に伴う長期休暇のため</td></tr> <tr><td>(3) その他（ ）</td></tr> </table>	(1) 離職のため	(2) 出産、育児、介護に伴う長期休暇のため	(3) その他（ ）																															
(1) 離職のため																																			
(2) 出産、育児、介護に伴う長期休暇のため																																			
(3) その他（ ）																																			
	<p>2 非常勤の管理栄養士の有無（どちらかに○）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td></td><td>有</td><td></td><td>無</td></tr> </table>		有		無																														
	有		無																																
	<p>3 3か月以内に常勤の管理栄養士（有床診療所は非常勤）が確保できる見通し（どちらかに○）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td></td><td>有</td><td></td><td>無</td></tr> </table>		有		無																														
	有		無																																
	<p>4 常勤の管理栄養士（有床診療所は非常勤）の確保が困難な理由（最も該当するもの一つに○）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>(1) 求人を行っているが応募がないため</td></tr> <tr><td>(2) 人件費の確保が困難なため</td></tr> <tr><td>(3) 離職が多いため</td></tr> <tr><td>(4) その他（ ）</td></tr> </table>	(1) 求人を行っているが応募がないため	(2) 人件費の確保が困難なため	(3) 離職が多いため	(4) その他（ ）																														
(1) 求人を行っているが応募がないため																																			
(2) 人件費の確保が困難なため																																			
(3) 離職が多いため																																			
(4) その他（ ）																																			
	<p>[記載上の注意] 様式6を添付すること。</p>																																		
826	<p>様式9</p> <p>入院基本料等の施設基準に係る届出書添付書類</p> <p>保険医療機関名 _____ 病棟数 _____ 病床数 _____      届出区分 _____ 届出時入院患者数 _____ 人</p> <p>《中略》</p> <p>勤務計画表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種別※1</th> <th style="width: 15%;">番号</th> <th style="width: 15%;">病棟名</th> <th style="width: 15%;">氏名</th> <th style="width: 30%;">雇用・勤務形態※2</th> <th rowspan="6" style="width: 15%; vertical-align: middle; text-align: center;">《略》</th> <th rowspan="6" style="width: 15%; vertical-align: middle; text-align: center;">(冉掲夜勤専従者及び明16時間以下の者の夜勤割合)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">看護師</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>常勤・<u>短時間</u>・非常勤・兼務</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>常勤・<u>短時間</u>・非常勤・兼務</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">准看護師</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>常勤・<u>短時間</u>・非常勤・兼務</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>常勤・<u>短時間</u>・非常勤・兼務</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">看護補助者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>常勤・<u>短時間</u>・非常勤・兼務</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>常勤・<u>短時間</u>・非常勤・兼務</td> </tr> </tbody> </table> <p>《以下表略》</p> <p>[記載上の注意]</p>	種別※1	番号	病棟名	氏名	雇用・勤務形態※2	《略》	(冉掲夜勤専従者及び明16時間以下の者の夜勤割合)	看護師				常勤・ <u>短時間</u> ・非常勤・兼務				常勤・ <u>短時間</u> ・非常勤・兼務	准看護師				常勤・ <u>短時間</u> ・非常勤・兼務				常勤・ <u>短時間</u> ・非常勤・兼務	看護補助者				常勤・ <u>短時間</u> ・非常勤・兼務				常勤・ <u>短時間</u> ・非常勤・兼務
種別※1	番号	病棟名	氏名	雇用・勤務形態※2	《略》	(冉掲夜勤専従者及び明16時間以下の者の夜勤割合)																													
看護師				常勤・ <u>短時間</u> ・非常勤・兼務																															
				常勤・ <u>短時間</u> ・非常勤・兼務																															
准看護師				常勤・ <u>短時間</u> ・非常勤・兼務																															
				常勤・ <u>短時間</u> ・非常勤・兼務																															
看護補助者				常勤・ <u>短時間</u> ・非常勤・兼務																															
				常勤・ <u>短時間</u> ・非常勤・兼務																															

		<p>※1 『略』</p> <p>※2 <u>短時間正職員が病棟勤務する場合は雇用・勤務形態の短時間に、病棟と他部署等との兼務または専任の看護職員が病棟勤務する場合は雇用・勤務形態の兼務に○を記入すること。</u></p> <p>※3 夜勤専従者は、夜専に○、夜勤時間帯の勤務が月16時間以下の者及び<u>月12時間未満の短時間正職員</u>は、無に○を記入すること。</p> <p>※4 夜勤有に該当する者について、夜勤を含めた交代勤務を行う常勤者（夜勤専従者は含まない）は1を記入し、病棟兼務、非常勤職員及び<u>短時間正職員</u>の場合は、1か月間の病棟勤務の実働時間を時間割比例計算した数を記入すること。なお、<u>夜間急性期看護補助体制加算を算定している場合には看護補助者の従事者数を記入する必要があるが、急性期看護補助体制加算又は看護補助加算については、看護補助者の夜勤従事者数を記入しなくてよい。</u>看護職員と看護補助者の勤務計画表をわけて作成しても差し支えない。</p> <p>※5 ~ 7 『略』</p> <p>[届出上の注意]</p> <p>『略』</p>																
827	様式9の2	<p>※ゴシック文字が変更点</p> <p>入院基本料等の施設基準に係る届出書添付書類（各病棟毎の場合）</p> <p>保険医療機関名 _____ 病棟数 _____ 病棟名 _____ 病床数 _____ 届出区分（当該病棟） _____ (病棟全体の場合*)</p> <p>『中略』</p> <p>急性期看護補助体制加算の届出区分（該当に○） <u>25対1(看護補助者5割以上)・25対1(看護補助者5割未満)・50対1・75対1・無</u></p> <p>夜間急性期看護補助体制加算の届出区分（該当に○）<u>50対1・100対1・無</u></p> <p>看護職員夜間配置加算の有無（該当に○） <u>有・無</u></p> <p>看護補助加算の届出区分（該当に○） <u>1・2・3・無</u></p> <p>○1日平均入院患者数[A] _____人（算出期間 年月日～年月日）</p> <p>① 月平均1日当たり看護配置数 _____人 うち、月平均1日当たり夜間看護配置数 _____人（看護職員夜間配置加算を届け出る場合に記載）</p> <p>② ~ ⑤ 『略』</p> <p>⑥ 月平均1日当たり看護補助者配置数 _____人（急性期看護補助体制加算・看護補助加算等を届け出る場合に記載） うち、月平均1日当たり夜間看護補助者配置数 _____人（夜間急性期看護補助体制加算を届け出る場合に記載）</p> <p>看護要員数（常勤換算数） 看護師 _____人 準看護師 _____人 看護補助者 _____人</p> <p>勤務計画表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別*<sup>1</sup></th> <th>番号</th> <th>病棟名</th> <th>氏名</th> <th>雇用・勤務形態*<sup>2</sup></th> <th rowspan="2">『略』</th> <th rowspan="2">『<u>再掲 夜勤専従者及び月16時間以下の者の夜勤時割数</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">看護師</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>常勤・短時間・非常勤・兼務</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>常勤・短時間・非常勤・兼務</td> </tr> </tbody> </table>	種別* <sup>1</sup>	番号	病棟名	氏名	雇用・勤務形態* <sup>2</sup>	『略』	『 <u>再掲 夜勤専従者及び月16時間以下の者の夜勤時割数</u>	看護師				常勤・短時間・非常勤・兼務				常勤・短時間・非常勤・兼務
種別* <sup>1</sup>	番号	病棟名	氏名	雇用・勤務形態* <sup>2</sup>	『略』	『 <u>再掲 夜勤専従者及び月16時間以下の者の夜勤時割数</u>												
看護師				常勤・短時間・非常勤・兼務														
				常勤・短時間・非常勤・兼務														

准看護師			常勤・短時間・非常勤・兼務		
			常勤・短時間・非常勤・兼務		
看護補助者			常勤・短時間・非常勤・兼務		
			常勤・短時間・非常勤・兼務		

《中略》

1日看護配置数 <sup>※6</sup>	$[(A/\text{届出区分の数}^{\text{※7}}) \times 3]$	月平均1日当たり看護配置数	$[C/(日数 \times 8)]$
夜間看護配置数 <sup>※6</sup>	A/12	月平均1日当たり夜間看護配置数	$[D/(日数 \times 16)]$

[急性期看護補助体制加算・看護補助加算等を届け出る場合の看護補助者の算出方法]

看護補助者のみの月延べ勤務時間数の計 [F]	
みなし看護補助者の月延べ勤務時間数の計 [G]	$[C] - [1\text{日看護配置数} \times 8 \times \text{日数}]$
看護補助者のみの月延べ夜勤時間数 [H]	看護補助者(みなしを除く)のみの[D]
1日看護補助配置数 <sup>※6</sup> [I]	$[(A/\text{届出区分の数}^{\text{※7}}) \times 3]$
月平均1日当たり看護補助者配置数(みなし看護補助者含む)	$[F+G/(日数 \times 8)]$
月平均1日当たり看護補助者配置数(みなし看護補助者除く) [J]	$[F/(日数 \times 8)]$
夜間看護補助配置数 <sup>※6</sup>	$A/\text{届出区分の数}^{\text{※7}}$
月平均1日当たり夜間看護補助者配置数	$[H/(日数 \times 16)]$
看護補助者(みなし看護補助者を含む)の最小必要数に対する看護補助者(みなし看護補助者を除く)の割合 (%)	$[(J/I) \times 100]$

[記載上の注意]

※1 届出に係る病棟ごとに記入すること。

※2 1 《略》

※2 2 短時間正職員が病棟勤務する場合は雇用・勤務形態の短時間に、病棟と他部署等との兼務または専任の看護職員が病棟勤務する場合は雇用・勤務形態の兼務に○を記入すること。

※4 3 夜勤専従者は、夜専に○、夜勤時間帯の勤務が月16時間以下の者及び月12時間未満の短時間正職員は、無に○を記入すること。

※5 4 夜勤有に該当する者について、夜勤を含めた交代勤務を行う常勤者(夜勤専従者は含まない)は1を記入し、病棟兼務及び非常勤職員及び短時間正職員の場合は、1か月間の病棟勤務の実働時間を時間割比例計算した数を記入すること。なお、夜間急性期看護補助体制加算を算定している場合には看護補助者の従事者数を記入する必要があるが、急性期看護補助体制加算又は看護補助加算については、看護補助者の夜勤従事者数を記入しなくてよい。看護職員と看護補助者の勤務計画表をわけて作成しても差し支えない。

※6 5 《略》

※7 6 《略》

※8 7 《略》

[届出上の注意]

《略》

828	様式10	<div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;">           7 対 1 入院基本料            10 対 1 入院基本料  <b>看護必要度加算</b>            一般病棟看護必要度評価加算            急性期看護補助体制加算            看護補助加算1         </div> <div style="margin-left: 20px;">           の施設基準に係る患者の重症度・            看護必要度に係る届出書添付書類            (いずれかを○で囲むこと)         </div>
-----	------	---

		《表略》																														
829	様式10の3	<p>7 対 1 入院基本料      10 対 1 入院基本料  <b>看護必要度加算</b>      一般病棟看護必要度評価加算      急性期看護補助体制加算      看護補助加算 1</p> <p>における患者の重症度・看護必要度に係る報告書類      (いずれかを○で囲むこと)</p>																														
		《表略》																														
847	様式27	<p>緩和ケア診療加算の施設基準に係る届出書添付書類</p> <p>1 ~ 3 《略》      4 外部評価について (該当するものに○を付ける。)</p> <table border="1"> <tr> <td>ア 医療機能評価機構等が行う医療機能評価</td> </tr> <tr> <td>イ がん診療の拠点となる病院 ウ アー又はイに準じる病院</td> </tr> </table> <p>《以下略》</p>	ア 医療機能評価機構等が行う医療機能評価	イ がん診療の拠点となる病院 ウ アー又はイに準じる病院																												
ア 医療機能評価機構等が行う医療機能評価																																
イ がん診療の拠点となる病院 ウ アー又はイに準じる病院																																
860	様式40の5	<p>DPCフォーマットデータ提出開始届出書</p> <p>《中略》</p> <p>(注意事項)</p> <p>※ 1 ~ 2 《略》</p> <p>※ 3 病床数は、<u>様式6「入院基本料等の施設基準に係る届出書添付書類」</u>  <u>のうち、下記区分の病床数の合計を記載することとし、本届出にあたり、</u>  <u>様式6を添付許可病床のうち医療法第7条第2項第5号に規定する一般</u>  <u>病床数を記載すること。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>入院基本料</th> <th>区分等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A100 一般病棟入院基本料</td> <td>7対1、10対1</td> </tr> <tr> <td>A104 特定機能病院入院基本料（一般病棟）</td> <td>7対1、10対1</td> </tr> <tr> <td>A105 専門病院入院基本料</td> <td>7対1、10対1</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特定入院料</th> <th>区分等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A300 救命救急入院料</td> <td>1、2、3、4</td> </tr> <tr> <td>A301 特定集中治療室管理料</td> <td>1、2</td> </tr> <tr> <td>A301-2 ハイケアユニット入院医療管理料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>A301-3 脳卒中ケアユニット入院医療管理料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>A301-4 小児特定集中治療室管理料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>A302 新生児特定集中治療室管理料</td> <td>1、2</td> </tr> <tr> <td>A303 総合周産期特定集中治療室管理料</td> <td>1、2</td> </tr> <tr> <td>A303-2 新生児治療回復室入院医療管理料</td> <td>1、2</td> </tr> <tr> <td>A305 類感染症患者入院医療管理料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>A307 小児入院医療管理料</td> <td>1、2、3、4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 4 《略》</p>	入院基本料	区分等	A100 一般病棟入院基本料	7対1、10対1	A104 特定機能病院入院基本料（一般病棟）	7対1、10対1	A105 専門病院入院基本料	7対1、10対1	特定入院料	区分等	A300 救命救急入院料	1、2、3、4	A301 特定集中治療室管理料	1、2	A301-2 ハイケアユニット入院医療管理料		A301-3 脳卒中ケアユニット入院医療管理料		A301-4 小児特定集中治療室管理料		A302 新生児特定集中治療室管理料	1、2	A303 総合周産期特定集中治療室管理料	1、2	A303-2 新生児治療回復室入院医療管理料	1、2	A305 類感染症患者入院医療管理料		A307 小児入院医療管理料	1、2、3、4
入院基本料	区分等																															
A100 一般病棟入院基本料	7対1、10対1																															
A104 特定機能病院入院基本料（一般病棟）	7対1、10対1																															
A105 専門病院入院基本料	7対1、10対1																															
特定入院料	区分等																															
A300 救命救急入院料	1、2、3、4																															
A301 特定集中治療室管理料	1、2																															
A301-2 ハイケアユニット入院医療管理料																																
A301-3 脳卒中ケアユニット入院医療管理料																																
A301-4 小児特定集中治療室管理料																																
A302 新生児特定集中治療室管理料	1、2																															
A303 総合周産期特定集中治療室管理料	1、2																															
A303-2 新生児治療回復室入院医療管理料	1、2																															
A305 類感染症患者入院医療管理料																																
A307 小児入院医療管理料	1、2、3、4																															
861	様式40の7	データ提出加算に係る届出書																														

《中略》

(注意事項)

※ 1 病床数は、様式6「入院基本料等の施設基準に係る届出書添付書類」のうち、下記区分の病床数の合計を記載することとし、本届出にあたり、様式6を添付許可病床のうち医療法第7条第2項第5号に規定する一般病床数を記載すること。

入院基本料	区分等
A100 一般病棟入院基本料	7対1、10対1
A104 特定機能病院入院基本料（一般病棟）	7対1、10対1
A105 専門病院入院基本料	7対1、10対1

特定入院料	区分等
A300 救命救急入院料	1、2、3、4
A301 特定集中治療室管理料	1、2
A301-2 ハイケアユニット入院医療管理料	—
A301-3 脳卒中ケアユニット入院医療管理料	—
A301-4 小児特定集中治療室管理料	—
A302 新生児特定集中治療室管理料	1、2
A303 総合周産期特定集中治療室管理料	1、2
A303-2 新生児治療回復室入院医療管理料	1、2
A305 一類感染症患者入院医療管理料	—
A307 小児入院医療管理料	1、2、3、4

※ 2 《略》

3. 平成24年4月20日付 厚生労働省保険局医療課事務連絡による正誤

ページ	項目	正 誤
第1章 基本診療料		
第2部 入院料等		
62	<通則>	<p>5 入院中の患者の他医療機関への受診            (2) 入院中の患者（DPC算定病棟に入院している患者を除く。）に対し            他医療機関での診療が必要となり、《中略》ただし、短期滞在手術基本料2及び3、医学管理等（診療情報提供料及び、(6)のアからイまでのただし書の場合に係る慢性維持透析患者外来医学管理料及び認知症専門診断管理料は除く。）、《以下略》</p>
103	A238 退院調整加算	(10) 死亡による退院又は他の病院若しくは診療所に入院するために転院した患者については、算定できない。 <u>ただし、退院調整加算1を算定する場合に限り、他の病院若しくは診療所に入院するために転院した患者においても算定できるものとする。</u>
106	A238-6 精神科救急搬送患者地域連携紹介加算 A238-7 精神科救急搬送患者地域連携受入加算	(1) 精神科救急搬送患者地域連携紹介加算及び精神科救急搬送患者地域連携受入加算は、《中略》後方病床の役割を担う保険医療機関（精神病棟入院基本料、児童・思春期精神科入院医療管理料、精神療養病棟入院料又は認知症治療病棟入院料に係る届出を行っている保険医療機関をいう。 <u>ただし、特別の関係にあるものを除く。</u> 以下同じ。）で対応可能な場合に、《以下略》
第2章 特掲診療料		
第1部 医学管理等		
177	B007 退院前訪問指導料	(1) 退院前訪問指導料は、継続して1月を超えて入院すると見込まれる入院患者の円滑な退院のため、入院中（外泊時を含む。） <u>及び又は</u> 退院日に患者を訪問し、《以下略》
第2部 在宅医療		
222	C007 訪問看護指示料	(2) 指定訪問看護の指示は、《略》 ただし、A保険医療機関と特別の関係にあるB保険医療機関において区分番号「C005」在宅患者訪問看護・指導料又は区分番号「C005-1-2」同一建物居住者訪問看護・指導料 <u>及び区分番号「I012」精神科訪問看護・指導料</u> を算定している月においては、A保険医療機関は当該患者について訪問看護指示料は算定できない。
第3部 検査		
263	D006-4 遺伝学的検査	(1) 遺伝学的検査は以下の遺伝子疾患が疑われる場合に行うものとし、患者1人につき1回算定できる。 ア～ヒ 《略》 フ MCDAAD欠損症 ハ～ヤ 《略》
第8部 精神科専門療法		
362	I002 通院・在宅精神療法	(14) 注4に定める特定薬剤副作用評価加算は、《中略》なお、同一月に区分番号「I002-2」精神科継続外来支援・指導料の <u>注4に規定する特定薬剤副作用評価加算</u> を算定している患者については、当該加算は算定できない。
374	I014 医療保護入院等診療料	(4) 「2」の入院患者の隔離及び身体拘束その他の行動制限が病状等に応じて必要最小限の範囲内で適正に行われていることを常に確認でき

		るよう、《以下略》																								
<b>第10部 手術</b>																										
463	K 685 内視鏡的胆道結石除去術	(4) 短期間又は同一入院期間中において、区分番号「K 687」内視鏡的乳頭切開術と区分番号「K 685」内視鏡的胆道結石除去術( <del>胆道碎石術を伴うもの</del> )を併せて行った場合は、主たるもののみにより算定する。																								
463	K 687 内視鏡的乳頭切開術	(4) 短期間又は同一入院期間中において、区分番号「K 685」内視鏡的胆道結石除去術( <del>胆道碎石術を伴うもの</del> )と区分番号「K 687」内視鏡的乳頭切開術を併せて行った場合は、主たるもののみにより算定する。																								
<b>基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて</b>																										
544	第4 経過措置等	<p>表3 診療報酬の算定項目の名称が変更されたが、平成24年3月31日において現に当該点数を算定していた保険医療機関であれば新たに届出は必要でないもの</p> <table border="1"> <tr> <td>地域医療貢献加算</td><td>→</td><td>時間外対応加算2</td></tr> <tr> <td>障害者歯科医療連携加算</td><td>→</td><td>歯科診療特別対応連携加算</td></tr> <tr> <td>慢性期病棟等退院調整加算1</td><td>→</td><td>退院調整加算</td></tr> <tr> <td>急性期病棟等退院調整加算1</td><td>→</td><td>退院調整加算</td></tr> <tr> <td>後発医薬品使用体制加算</td><td>→</td><td>後発医薬品使用体制加算2</td></tr> <tr> <td>回復期リハビリテーション病棟入院料1(重症患者回復病棟加算の届出を行っている場合に限る。)</td><td>→</td><td>回復期リハビリテーション病棟入院料2</td></tr> <tr> <td><u>回復期リハビリテーション病棟入院料1(重症患者回復病棟加算の届出を行っていない場合に限る。)</u></td><td>→</td><td><u>回復期リハビリテーション病棟入院料3</u></td></tr> <tr> <td>回復期リハビリテーション病棟入院料2</td><td>→</td><td>回復期リハビリテーション病棟入院料3</td></tr> </table>	地域医療貢献加算	→	時間外対応加算2	障害者歯科医療連携加算	→	歯科診療特別対応連携加算	慢性期病棟等退院調整加算1	→	退院調整加算	急性期病棟等退院調整加算1	→	退院調整加算	後発医薬品使用体制加算	→	後発医薬品使用体制加算2	回復期リハビリテーション病棟入院料1(重症患者回復病棟加算の届出を行っている場合に限る。)	→	回復期リハビリテーション病棟入院料2	<u>回復期リハビリテーション病棟入院料1(重症患者回復病棟加算の届出を行っていない場合に限る。)</u>	→	<u>回復期リハビリテーション病棟入院料3</u>	回復期リハビリテーション病棟入院料2	→	回復期リハビリテーション病棟入院料3
地域医療貢献加算	→	時間外対応加算2																								
障害者歯科医療連携加算	→	歯科診療特別対応連携加算																								
慢性期病棟等退院調整加算1	→	退院調整加算																								
急性期病棟等退院調整加算1	→	退院調整加算																								
後発医薬品使用体制加算	→	後発医薬品使用体制加算2																								
回復期リハビリテーション病棟入院料1(重症患者回復病棟加算の届出を行っている場合に限る。)	→	回復期リハビリテーション病棟入院料2																								
<u>回復期リハビリテーション病棟入院料1(重症患者回復病棟加算の届出を行っていない場合に限る。)</u>	→	<u>回復期リハビリテーション病棟入院料3</u>																								
回復期リハビリテーション病棟入院料2	→	回復期リハビリテーション病棟入院料3																								
<b>別添2 入院基本料等の施設基準等</b>																										
549	第1 入院基本料 (特別入院基本料 (7対1特別入院 基本料及び10対1 特別入院基本料を 含む。)を含む。) 及び特定入院料に 係る入院診療計 画、院内感染防止 対策、医療安全管理 体制、褥瘡対策 及び栄養管理体制 の基準	<p>5 栄養管理体制の基準</p> <p>(11) 平成24年3月31日において、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」による改正前の「診療報酬の算定方法」別表第1に規定する医科点数表に掲げる栄養管理実施加算の届出を行っていない保険医療機関にあっては、平成26年3月31日までの間は、<u>地方厚生(支)局長に届け出た場合に限り</u>、(1)の基準を満たしているものとする。<u>その際、病院については常勤の管理栄養士の確保が困難な理由等を地方厚生(支)局長に届け出ること。</u></p>																								
549	第2 病院の入院基 本料等に関する施 設基準	1 病棟の概念は、《中略》一般病棟及び結核病棟が7対1入院基本料又は10対1入院基本料の届出を行う病棟である場合には、原則として一般病棟及び結核病棟で別々に看護必要度の評価を行うものとするが、7対1入院																								

		<u>基本料の結核病棟のみで看護必要度の基準を満たせない場合に限り、両病棟の看護必要度の評価を合わせて行い、一般病棟の看護必要度の基準を満たすことで差し支えないものとする。</u>
552	第2 病院の入院基本料等に関する施設基準	4の2 7対1入院基本料及び10対1入院基本料を算定する病棟については、次の点に留意する。 (3) 第2の1にある小規模な結核病棟を有し、《中略》それぞれの病棟において(2)の割合を満たすものとする。ただし、 <u>7対1入院基本料の結核病棟のみで看護必要度の基準を満たせない場合に限り、両病棟の看護必要度の評価を合わせて行い、一般病棟の看護必要度の基準を満たすこと</u> で差し支えないものとする。
557	第5 入院基本料の届出に関する事項	4 平成24年3月31日において、栄養管理実施加算の届出を行っていない病院又は診療所については、第1の5(11)及び第1の2の2(11)を適用する場合には、栄養管理体制の整備を一部猶予されている保険医療機関として別添7の様式5の2を用いて届出を行うこと。 なお、第1の5(11)の適応を受けない医療機関であって、《中略》別添7の様式5の3及び様式6 <u>(病院の場合)</u> 又は様式5の3及び様式12 <u>(診療所の場合)</u> を用いて届出を行うこと。

### 別添3 入院基本料等加算の施設基準等

571	第17の3 重度アルコール依存症入院医療管理加算	(3) 当該保険医療機関にアルコール依存症に係る適切な研修を修了した医師1名以上及び <u>研修を修了した</u> 看護師、作業療法士、精神保健福祉士又は臨床心理技術者のうちのいづれかがそれぞれ1名以上が配置されていること。《以下略》
578	第24の2 新生児特定集中治療室退院調整加算	1 新生児特定集中治療室退院調整加算の施設基準 (2) 当該退院調整部門に退院調整及び5年以上の新生児集中治療に係る業務の経験を有する専従の看護師又は、 <u>退院調整及び</u> 5年以上の新生児集中治療に係る業務の経験を有する専任の看護師 <u>及び並びに</u> 専従の社会福祉士が配置されていること。《以下略》

### 特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて

#### 別添1 特掲診療料の施設基準等

634	第6 地域連携小児夜間・休日診療料	<u>4.3</u> 届出に関する事項 (1) 地域連携小児夜間・休日診療料1及び2の施設基準及び院内トリアージ <u>加算実施工料</u> の施設基準に係る届出は、別添2の様式7を用いること。
670	第77の3 腎腫瘍凝固・焼灼術(冷凍凝固によるもの)	2 届出に関する事項 (1) 腎腫瘍凝固・焼灼術(冷凍凝固によるもの)の施設基準に係る届出は別添2の <u>様式52及び</u> 様式68の2を用いること。
670	第77の8 人工尿道括約筋植込・置換術	2 届出に関する事項 (1) 人工尿道括約筋植込・置換術の施設基準に係る届出は、別添2の <u>様式52及び</u> 様式69の4を用いること。

### 訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について

736	第4 訪問看護基本療養費及び精神科訪問看護基本療養費の共通事項につ	1 (1) 訪問看護ステーションと特別の関係にあり、《略》ア～イ《略》ウ 利用者が保険医療機関等を退院後1月を経過するまでに往診料等のいづれかを算定した場合
-----	-----------------------------------	--

	いて	<p><b>エエ</b> 緩和ケア及び褥瘡ケアに係る専門の研修を修了した看護師が、訪問看護ステーションの看護師又は当該利用者の在宅療養を担う保険医療機関の看護師と共同して指定訪問看護を行った場合</p> <p><b>エオ</b> 特別訪問看護指示書の交付を受けた場合</p>
738	第5 訪問看護管理 療養費について	<p>5 <del>(3) 訪問看護ステーションと特別の関係のある保険医療機関からの退院の場合に行われた退院支援指導の場合については、所定額は算定しないこと。</del></p> <p>(4-3) 退院支援指導加算は、1人の利用者に対し、1つの訪問看護ステーションにおいてのみ算定できるものであること。ただし、当該患者の入院期間の看護師等が行う退院日の訪問指導とは、併算定可とする。</p> <p>(5-4) 退院支援指導を行った場合は、その内容を訪問看護記録書に記録すること。</p>

### 様式集

778	一般病棟用の重症度・看護必要度に係る評価票 評価の手引き	<p>1. ~ 2. 《略》</p> <p>3. 評価の対象は、《中略》患者に行われたモニタリング及び処置等並びに患者の状況等の日常生活動作の自立度について、<u>回復期リハビリテーション入院料1は入院時、その他は毎日評価を行うこと。</u></p> <p>《以下略》</p>
796 797	重症度に係る評価票 評価の手引き	<p>1. 評価票の記入は、院内研修を受けたものが行うこと。なお、院内研修は、所定の研修を修了したもの、あるいは評価に習熟したものが行う研修であることが望ましい。<u>なお、研修は直近の研修とし、院内での研修担当者は、概ね3年以内の関係機関による研修を受けていることが望ましい。</u></p> <p>2. ~ 4. 《略》</p> <p>5. 評価時間は一定の時刻で行うこと。ただし、<u>調査当日の定刻から翌日の定刻時刻の間で、患者が入院し退院となる場合、或いは入院患者が退院する場合では、評価票のすべての項目について、退院時刻までの評価を行い、その日の評価とすることができます。</u>あらかじめ設定した一定の時刻以降に急変等により患者の状態が悪化した場合であって、《以下略》</p> <p>6. 《略》</p> <p>A モニタリング及び処置等</p> <p>1 心電図モニター</p> <p>《略》</p> <p>2 輸液ポンプの使用</p> <p>項目の定義</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>輸液ポンプの使用は、<u>末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下への静脈注射・輸液・輸血・血液製剤</u>を行うにあたり輸液ポンプを使用している場合、かつその記録があることを評価する項目である。</p> </div>

	<p>選択肢の判断基準</p> <p>「なし」  <u>末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下への静脈注射・輸液・輸血・血液製剤・薬液の微量持続注入</u>を行うにあたり輸液ポンプを使用していない場合、あるいはその記録がない場合をいう。</p> <p>「あり」  <u>末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下への静脈注射・輸液・輸血・血液製剤・薬液の微量持続注入</u>を行うにあたり輸液ポンプを使用している場合、かつその記録がある場合をいう。</p>
	<p>判断に際しての留意点</p> <p><u>末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下への静脈注射・輸液・輸血・血液製剤・薬液の微量持続注入</u>を輸液ポンプにセットしていても、作動させていない場合や、灌流等患部の洗浄に使用している場合には使用していないものとする。</p>
	<p>3 動脈圧測定（動脈ライン）      ≪略≫</p>
	<p>4 シリンジポンプの使用      項目の定義</p> <p>シリンジポンプの使用は、<u>末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下への静脈注射・輸液・輸血・血液製剤・薬液の微量持続注入</u>を行うにあたりシリンジポンプを使用している場合、かつその記録があることを評価する項目である。</p>
	<p>選択肢の判断基準</p> <p>「なし」  <u>末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下への静脈注射・輸液・輸血・血液製剤・薬液の微量持続注入</u>を行うにあたりシリンジポンプを使用していない場合、あるいはその記録がない場合をいう。</p> <p>「あり」  <u>末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下への静脈注射・輸液・輸血・血液製剤・薬液の微量持続注入</u>を行うにあたりシリンジポンプを使用している場合、かつその記録がある場合をいう。</p>
	<p>判断に際しての留意点</p> <p><u>末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下への静脈注射・輸液・輸血・血液製剤・薬液の微量持続注入</u>のラインをシリンジポンプにセットしていても、作動させていない場合には使用していないものとする。</p>
	<p>5 中心静脈圧測定（中心静脈ライン）～      9 特殊な治療法等（CHDF, IABP, PCPS, 補助人工心臓, ICP 測定） ≪略≫</p> <p>B 患者の状況等      B 項目共通事項      1. ～ 4. ≪略≫      5. ただし、「寝返り」、「起き上がり」の動作が禁止されているにもかかわらず、患者が無断で当該動作を行ってしまった場合には「できる」とする</p>

		<p>6. 《略》</p> <p>10 寝返り 《以下略》</p>
800 801 802 803 805	重症度・看護必要度に係る評価票 評価の手引き	<p>1. 評価票の記入は、院内研修を受けたものが行うこと。なお、院内研修は、所定の研修を修了したもの、あるいは評価に習熟したものが行う研修であることが望ましい。<u>なお、研修は直近の研修とし、院内での研修担当者は、概ね3年以内の関係機関による研修を受けていることが望ましい。</u></p> <p>2. ~ 4. 《略》</p> <p>5. 評価時間は一定の時刻で行うこと。ただし、<u>調査当日の定刻から翌日の定刻時刻の間で、患者が入院し退院となる場合、或いは入院患者が退院する場合では、評価票のすべての項目について、退院時刻までの評価を行い、その日の評価とすることができる。</u>あらかじめ設定した一定の時刻以降に急変等により患者の状態が悪化した場合であって、《以下略》</p> <p>6. 《略》</p> <p>A モニタリング及び処置等</p> <p>1 創傷処置</p> <p>項目の定義</p> <p>《略》</p> <p>選択肢の判断基準</p> <p>《略》</p> <p>判断に際しての留意点</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ここでいう創傷とは、皮膚・粘膜が破綻をきたした状態であり、その数、深さ、範囲の程度は問わない。褥瘡は NPUAP 分類 II 度以上又は DESIGN 分類 d2 以上のものをいう。ガーゼ、フィルム材等の創傷被覆材の交換等を伴わない観察のみの行為は創傷処置に含まない。</p> <p>《以下略》</p> </div> <p>2 蘇生術の施行 ~ 7 心電図モニター 《略》</p> <p>8 輸液ポンプの使用</p> <p>項目の定義</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>輸液ポンプの使用は、<u>末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下への静脈注射・輸液・輸血・血液製剤・薬液の微量持続注入</u>を行うにあたり輸液ポンプを使用している場合、かつその記録があることを評価する項目である。</p> </div>

選択肢の判断基準

「なし」

末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下への静脈注射・輸液・輸血・血液製剤・薬液の微量持続注入を行うにあたり輸液ポンプを使用していない場合、あるいはその記録がない場合をいう。

「あり」

末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下への静脈注射・輸液・輸血・血液製剤・薬液の微量持続注入を行うにあたり輸液ポンプを使用している場合、かつその記録がある場合をいう。

判断に際しての留意点

末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下への静脈注射・輸液・輸血・血液製剤・薬液の微量持続注入を輸液ポンプにセットしていても、作動させていない場合や、灌流等患部の洗浄に使用している場合には使用していないものとする。

9 動脈圧測定（動脈ライン）

《略》

10 シリンジポンプの使用

項目の定義

シリンジポンプの使用は、末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下への静脈注射・輸液・輸血・血液製剤・薬液の微量持続注入を行うにあたりシリンジポンプを使用している場合、かつその記録があることを評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下への静脈注射・輸液・輸血・血液製剤・薬液の微量持続注入を行うにあたりシリンジポンプを使用していない場合、あるいはその記録がない場合をいう。

「あり」

末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下への静脈注射・輸液・輸血・血液製剤・薬液の微量持続注入を行うにあたりシリンジポンプを使用している場合、かつその記録がある場合をいう。

判断に際しての留意点

末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下への静脈注射・輸液・輸血・血液製剤・薬液の微量持続注入のラインをシリンジポンプにセットしていても、作動させていない場合には使用していないものとする。

11 中心静脈圧測定（中心静脈ライン）～

15 特殊な治療法等（CHDF, IABP, PCPS, 補助人工心臓, ICP 測定）《略》

B 患者の状況等

B 項目共通事項

1. ～ 4. 《略》

5. ただし、「どちらかの手を胸元まで持ち上げられる」「寝返り」「起き上がり

	<p><u>り</u>の動作が禁止されているにもかかわらず、患者が無断で当該動作を行ってしまった場合には「できる」とする。</p> <p>6. 《略》</p> <p>1 6 床上安静の指示 ~ 2 3 口腔清潔 《略》</p> <p>2 4 食事摂取 項目の定義 《略》 選択肢の判断基準</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「介助なし」 《略》 「一部介助」 <u>食卓で、必要に応じて、食事摂取の行為の一部を介助する場合をい</u> <u>う。また、食卓で食べやすいように配慮する行為（小さく切る、ほ</u> <u>ぐす、皮をむく、魚の骨をとる、蓋をはずす等）、何らかの介助が</u> <u>行われている場合をいう。</u>《以下略》</p> <p>「全介助」 《略》</p> </div> <p>判断に際しての留意点 《略》</p> <p>2 5 衣服の着脱 項目の定義</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>衣服の着脱を看護師等が介助する状況を評価する項目である。<u>衣服は、</u> <u>衣服とは、患者が日常生活上必要とし着用しているものをいう。</u>パジャ マの上衣、ズボン、寝衣、パンツ、オムツ等を含む。</p> </div> <p>《以下略》</p>
809	<p>日常生活機能評価 評価の手引き</p> <p>1. 評価票の記入は、院内研修を受けたものが行うこと。なお、院内研修は、所定の研修を修了したもの、あるいは評価に習熟したものが行う研修であることが望ましい。<u>なお、研修は直近の研修とし、院内での研修担当者は、概ね3年以内の関係機関による研修を受けていることが望ましい。</u></p> <p>2. ~ 8. 《略》</p> <p>9. ただし、「<u>どちらかの手を胸元まで持ち上げられる</u>」「<u>寝返り</u>」「<u>起き上がり</u>」の動作が禁止されているにもかかわらず、患者が無断で当該動作を行ってしまった場合には「できる」とする。</p> <p>10. 《略》</p> <p>1 床上安静の指示 ~ 8 口腔清潔 《略》</p> <p>9 食事摂取 項目の定義 《略》</p>

		<p>選択肢の判断基準</p> <p>「介助なし」 《略》</p> <p>「一部介助」 <b>食卓で必要に応じて、食事摂取の行為の一部を介助する場合をいう。また、食卓で食べやすいように配慮する行為（小さく切る、ほぐす、皮をむく、魚の骨をとる、蓋をはずす等）、何らかの介助が行われている場合をいう。必要に応じたセッティング（食べやすいように配慮する行為）等、食事中に1つでも介助すれば「一部介助」とする。見守りや指示が必要な場合も含まれる。</b></p> <p>「全介助」 《略》</p> <p>判断に際しての留意点 《略》</p> <p>10 衣服の着脱 項目の定義</p> <p>衣服の着脱を看護師等が介助する状況を評価する項目である。<b>衣服は、衣服とは、患者が日常生活上必要とし着用しているものをいう。</b>パジャマの上衣、ズボン、寝衣、パンツ、オムツ等を含む。</p> <p>選択肢の判断基準 《略》</p> <p>判断に際しての留意点 《略》</p> <p>11 他者への意思の伝達 《以下略》</p>
822	様式5の2	<p>栄養管理体制の確保が一部猶予されている医療機関の入院基本料及び特定入院料届出に係る添付書類</p> <p>1 常勤の管理栄養士<b>(有床診療所は非常勤)</b>の確保が困難な理由 《中略》</p> <p>3 平成26年3月31日までに常勤の管理栄養士<b>(有床診療所は非常勤)</b>が確保できる見通し 《以下略》</p>
822	様式5の3	<p>栄養管理体制の基準が一部満たせなくなった医療機関の入院基本料及び特定入院料届出に係る添付書類</p> <p>《表略》</p> <p>[記載上の注意] 様式6、<u>診療所の場合は様式12</u>を添付すること。</p>
851	様式32の3	重度アルコール依存症入院医療管理加算の施設基準に係る届出書添付書類

		氏名	研修受講			
1 当該保険医療機関常勤の精神保健指定医師の氏名（2名以上）			<input type="checkbox"/>			
2 アルコール依存症に係る研修を修了した医師の氏名			<input type="checkbox"/>			
3 看護師の氏名			<input type="checkbox"/>			
4 作業療法士の氏名			<input type="checkbox"/>			
5 精神保健福祉士又は臨床心理技術者の氏名			<input type="checkbox"/>			
6 必要に応じて患者の受入が可能な精神科以外の診療科を有する医療体制との連携体制						
[記載上の注意]						
1 ≪略≫						
2 「3」、「4」又は「5」のうち、いずれか1名はアルコール依存症に係る研修を修了していること。						
2-3 「2」 <del>一及び</del> 「3」、「4」 <del>及び</del> 又は「5」については、アルコール依存症に係る研修を修了していることが確認できる文書を添付すること。						
882 別添2 特掲診療料の施設基準に係る届出書	※表中を次のように変更					
	施設基準通知	名 称	今回届出	既届出	算定しない	様式（別添2）
	≪略≫					
	60 の 3	網膜付着組織を含む硝子体切除術（眼内内視鏡を用いるもの）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	年 月	<input type="checkbox"/> 52, 54 の 3, 4
	≪略≫					
	61 の 4	乳がんセンチネルリンパ節加算1、乳がんセンチネルリンパ節加算2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	年 月	<input type="checkbox"/> 52, 56 の 2, 4
	≪略≫					
	77 の 3	腎腫瘍凝固・焼灼術（冷凍凝固によるもの）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	年 月	<input type="checkbox"/> 68 の 2, 52, 4
	≪略≫					
	77 の 8	人工尿道括約筋植込・置換術	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	年 月	<input type="checkbox"/> 69 の 4, 52, 4
	≪以下略≫					

		※様式 16, 53 は欠番
947	様式 6 8 の 2	<p>腎腫瘍凝固・焼灼術（冷凍凝固によるもの）に係る届出書添付書類</p> <p>《表略》</p> <p>〔記載上の注意〕</p> <p>1 「2」の経験年数は、当該診療科における経験年数を記載すること。</p> <p><del>2 「2」については、当該手術症例一覧（実施年月日、手術名、患者の性別、年齢、主病名）を別添2の様式52により添付すること。</del></p> <p><del>3.2 泌尿器科を担当する医師の氏名、勤務の態様及び勤務時間について、別添2の様式4を添付すること。</del></p> <p><del>4.3 当該届出は病院である保険医療機関のみ可能であること。</del></p>
949	様式 6 9 の 4	<p>人工尿道括約筋植込・置換術の施設基準に係る届出書添付書類</p> <p>《表略》</p> <p>〔記載上の注意〕</p> <p>1 「2」の経験年数は、当該診療科における経験年数を記載すること。</p> <p><del>2 「2」については、当該手術症例一覧（実施年月日、手術名、患者の性別、年齢、主病名）を別添2の様式52により添付すること。</del></p> <p><del>3.2 泌尿器科を担当する医師の氏名、勤務の態様及び勤務時間について、別添2の様式4を添付すること。</del></p> <p><del>4.3 当該届出は病院である医療機関のみ可能であること。</del></p>

4. 平成24年5月9日付 厚生労働省保険局医療課事務連絡による正誤

ページ	項目	正 誤
<b>第1章 基本診療料</b>		
<b>第1部 初・再診料</b>		
52	A 0 0 0 初診料	<p>(6) 「注2」に規定する保険医療機関において、《中略》紹介率が低い保険医療機関とはみなされない。</p> <p>※ 紹介率及び逆紹介率の計算については、下記のとおりとする。</p> <p>《略》</p> <p>なお、初診の患者数、紹介患者数、逆紹介患者数、救急患者数については、特定機能支援病院は「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について《以下略》」</p>
<b>第2章 特掲診療料</b>		
<b>第3部 検査</b>		
263	D 0 0 6 - 4 遺伝学的検査	<p>(1) 遺伝学的検査は以下の遺伝子疾患が疑われる場合に行うものとし、患者1人につき1回算定できる。</p> <p>ア～ノ 《略》</p> <p>ハ 複合カルボキシラーゼ無欠損症</p> <p>ヒ～ヤ 《略》</p>
基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて		
<b>別添3 入院基本料等加算の施設基準等</b>		
567	第12の2 診療所 療養病床療養環境 改善加算	<p>2 届出に関する事項</p> <p><del>診療所療養病床療養環境加算1及び</del> 診療所療養病床療養環境改善加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式25を用いること。《以下略》</p>
<b>別添4 特定入院料の施設基準等</b>		
596	第20 特定一般病棟入院料	<p>2 届出に関する事項</p> <p>(3) 当該病棟に90日を超えて入院する患者について、療養病棟入院基本料1の例により算定を行う病棟については、別添7の様式57の3により地方厚生（支）局長に届け出ること。</p>
特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて		
<b>別添1 特掲診療料の施設基準等</b>		
633	第4の5 移植後患者指導管理料	<p>(1) 臓器移植後に係る施設基準</p> <p>ア～ウ 《略》</p> <p>エ 病院については、《中略》「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(平成24年3月5日保医発0305第2号)別添3の第1の1の(5)と同様であること。</p>
<b>様式集</b>		
768	(別紙様式28)	<p>初診料及び外来診療料の注2に規定する施設基準に係る報告書</p> <p>報告年月日： 年 月 日</p> <p>《表略》</p> <p>[記載上の注意]</p> <p>1 「①」から「④」に規定する初診の患者数、紹介患者数、逆紹介患者数、救急患者数は、特定機能支援病院については「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について《以下略》」</p>
822	様式5	入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準に適合していることを確認するための入院基本料及び特定入院

	料届出に係る添付書類（例）
	1～3 《略》
	4 褥瘡対策に係る内容
	(1) 褥瘡対策チームの活動状況
	《中略》
	(2) 褥瘡対策の実施状況（届出前の1ヶ月の実績・状況）
	①～⑤ 《略》
	※ <u>別紙○別添6の別紙3</u> を参考として作成した「褥瘡対策に関する診療計画書」の実施例を添付すること。
	《以下略》